

5 商 第 2 4 6 号
令和 5 年 4 月 2 4 日

グループ補助金申請者 様

福島県商工労働部長
(公 印 省 略)

中小企業等グループ施設復旧整備補助事業における補助事業について（通知）
今年度、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（東日本大震災）について特別枠の申請を行う場合には、以下の点に留意してください。

記

- 事業は交付決定を受けた年度中に完了する必要があります。
- 今年度中に事業を完了するためには、交付決定後、早期に事業に着手していただく必要があります。
 - ※ 期限に間に合わない場合、補助金のお支払いができない場合があります。
 - ※ 補助金のお支払い（精算払い）は、事業完了後となりますので、可能な限り早期に完了報告書を御提出ください。

(事務担当 経営金融課 グループ補助金（東日本） 電話：024-572-7001)